

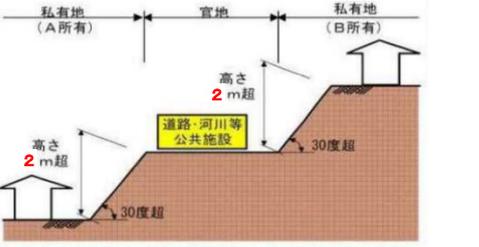
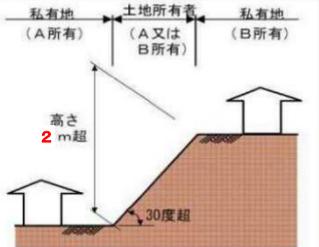
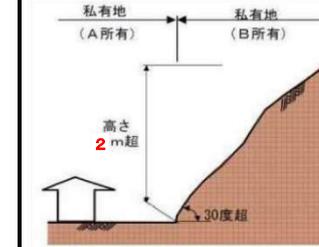
金沢市がけ地防災工事費等補助金交付制度

能登半島地震により被害のあった民有がけ地に対する支援制度を拡充します。

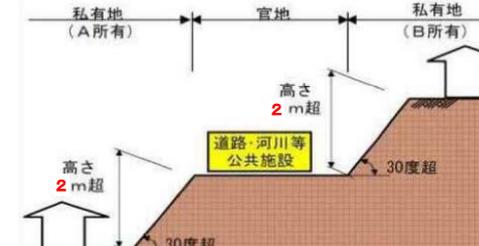
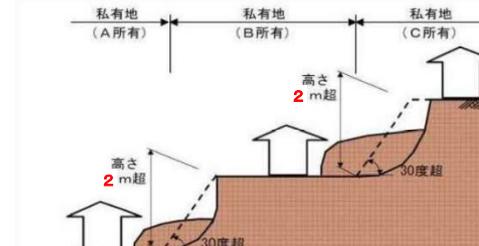
■対象 **令和6年12月31日までに能登半島地震による被害が確認できるものに限り**ます。

※施工は上記期間外でも可。

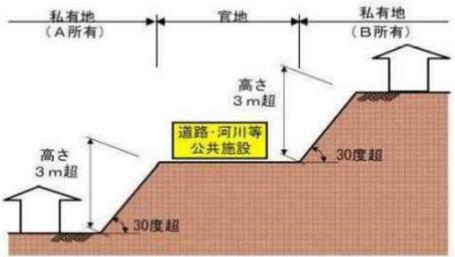
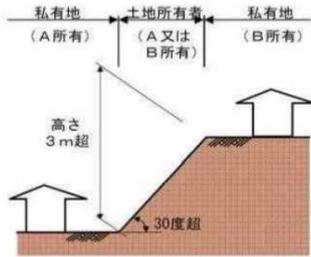
■防災工事等（地盤調査・工事設計・防災工事）の補助要件を緩和し、工事設計・防災工事の補助率・限度額を引き上げます。

防災工事等（地盤調査・工事設計・防災工事）の補助							
要件	こう配が30度を超えかつ高さが 3→2m を超える傾斜地（以下「がけ」）で、がけ崩れによる災害を防止することを目的として、技術基準等に適合した擁壁やその他の対策による防災工事を行うこと。						
対象 <small>敷地所有者が申請するものに限る</small>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>本市が管理する道路・河川等の公共施設に災害を及ぼすおそれのあるがけの防災工事等</p>  <p>※（A所有）及び（B所有）のがけにおける防災工事等が対象となります。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>がけ崩れにより、居室を有する建築物に災害を及ぼすおそれのあるがけの防災工事等（建て替えに併せて施行するものも含む）</p>  <p>※がけを所有する（A又はB所有）の土地所有者が行う防災工事等が対象となります。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>がけ崩れによる被害を防御するため（A所有）の敷地内において行う防災工事等が対象となります。</p>  </div> </div>						
補助金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地盤調査費 補助率 3/4 （補助限度額 100万円）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> 工事設計費 補助率 3/4 → 4/5 （補助限度額 100万円 → 120万円） </td> <td style="width: 50%;"> 工事設計費 補助率 1/2 → 2/3 （補助限度額 75万円 → 100万円） </td> </tr> <tr> <td> 防災工事費 補助率 3/4 → 4/5 （補助限度額 無し） </td> <td> 防災工事費 補助率 1/2 → 2/3 （補助限度額 600万円 → 800万円） </td> </tr> </table>	地盤調査費 補助率 3/4 （補助限度額 100万円）		工事設計費 補助率 3/4 → 4/5 （補助限度額 100万円 → 120万円 ）	工事設計費 補助率 1/2 → 2/3 （補助限度額 75万円 → 100万円 ）	防災工事費 補助率 3/4 → 4/5 （補助限度額 無し）	防災工事費 補助率 1/2 → 2/3 （補助限度額 600万円 → 800万円 ）
地盤調査費 補助率 3/4 （補助限度額 100万円）							
工事設計費 補助率 3/4 → 4/5 （補助限度額 100万円 → 120万円 ）	工事設計費 補助率 1/2 → 2/3 （補助限度額 75万円 → 100万円 ）						
防災工事費 補助率 3/4 → 4/5 （補助限度額 無し）	防災工事費 補助率 1/2 → 2/3 （補助限度額 600万円 → 800万円 ）						
備考	1. 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱及び同要綱の取扱いにより、この制度の利用ができない場合があります。 2. 防災工事の完了後10年間は、土地の譲渡、貸し付け等の行為が制限されます。 3. がけに対して直接防災工事等を行う場合には、補助の対象となる高さは、地上面より10mの高さまでとなります。						

■応急防災工事の補助要件を緩和し、補助率・限度額を引き上げます。

応急防災工事費の補助			
要件	大雨や地震などの自然災害により、がけ崩れが発生し、公共施設や建築物に被害が生じた場合や、がけ崩れが拡大することにより被害を生じることを防止するための仮設施設の設置や、崩れた土砂の除去等を応急に行う必要のあるもの ※こう配が30度を超えかつ高さが 3→2m を超える傾斜地（「がけ」）が対象。		
対象	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>本市が管理する道路・河川等の公共施設に面するがけ崩れにより行う応急防災工事</p>  <p>※（A所有）及び（B所有）のがけにおいて、各所有者が応急防災工事ができます。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>居室を有する建築物に面するがけ崩れにより行う応急防災工事</p>  <p>※各土地の所有者、又は土地の所有者に関係なく、がけ崩れによる被害を防止しようとする者も応急防災工事ができます。 【他の所有地にて行う場合には、所有者の承諾が必要です。】</p> </div> </div>		
補助金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 応急防災工事費 補助率 3/4 → 4/5 （補助限度額 90万円 → 100万円） </td> <td style="width: 50%;"> 応急防災工事費 補助率 1/2 → 2/3 （補助限度額 60万円 → 80万円） </td> </tr> </table>	応急防災工事費 補助率 3/4 → 4/5 （補助限度額 90万円 → 100万円 ）	応急防災工事費 補助率 1/2 → 2/3 （補助限度額 60万円 → 80万円 ）
応急防災工事費 補助率 3/4 → 4/5 （補助限度額 90万円 → 100万円 ）	応急防災工事費 補助率 1/2 → 2/3 （補助限度額 60万円 → 80万円 ）		
備考	1. 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱及び同要綱の取扱いにより、この制度の利用ができない場合があります。 2. がけ崩れが発生した場合においても、公共施設や居室を有する建築物に影響が無い場合や、被害の対象が山林や田・畑等の場合には、制度の利用はできません。		

抑制工事費の補助

要件	こう配が30度を超え、かつ、高さが3mを超える傾斜地（以下「がけ」）で、主に地下水が原因で起こるがけの変状または変形の進行の抑制を目的として、技術基準等に適合した対策による抑制工事を行うこと。	
対象	<p>本市が管理する道路・河川等の公共施設に面するがけ地に行う抑制工事</p>  <p>※（A所有）及び（B所有）のがけにおける抑制工事が対象となります。</p>	<p>居室を有する建築物に面するがけ地に行う抑制工事</p>  <p>※がけを所有する（A又はB所有）の土地所有者が行う抑制工事が対象となります。</p>
補助金	<p>抑制工事費 補助率 3/4 (補助限度額 360万円)</p>	<p>抑制工事費 補助率 1/2 (補助限度額 240万円)</p>
備考	<p>1. 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱及び同要綱の取扱いにより、この制度の利用ができない場合があります。</p> <p>2. 抑制工事の完了後10年間は、土地の譲渡、貸し付け等の行為が制限されます。</p>	

がけ地近接等危険住宅移転の補助

対象	昭和45年6月30日以前に建築された、危険ながけ地に隣接する個人の住宅を安全な場所に移転する場合
補助金	住宅の取り壊し費用 補助率 1/2 (補助限度額 150万円)
対象	<p>1. 金沢市がけ地防災工事費等補助金交付要綱及び同要綱の取扱いにより、この制度の利用ができない場合があります。</p> <p>2. 住宅の移転が完了した土地は、以降、建物の敷地としては使用できません。</p>

－ 金沢市がけ地防災工事費金融融資制度 －

対象	金沢市がけ地防災工事費等補助制度を利用して行う『防災工事』を対象。
融資額	防災工事費から補助金の額を差し引いた額の80%以内 (融資限度額1,000万円・金融機関の審査があります。)

金沢市では「自然斜面」や「よう壁」の防災相談や防災工事の助成を行っていますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市 土木局
道路建設課・がけ地対策室
TEL 220-2612 FAX 260-7194
E-mail: gakechi@city.kanazawa.lg.jp